佐伯支援学校 いじめ防止基本方針

平成２６年　５月　９日 策定

平成３０年　３月２３日 改訂

　令和　４年　４月　１日 改訂

令和　７年　２月１３日 改定

Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

１ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

　（いじめ防止対策推進法第二条）

２ 基本理念

　　　本校では、「元気に　かがやく　佐伯人」のもと、豊かでたくましい心身と生きる力を培い、将来自立し社会参加することを目指して、児童生徒がさまざまな学習活動に取り組んでいる。児童生徒が生き生きと学び、自己の可能性を最大限に伸ばすためには、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校にしなければならない。

　　　いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒の理解を深め、すべての本校児童生徒がいじめを行わず（未然防止）、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、また教職員がいじめを見過ごさず（早期発見）、いじめを認知した場合には適宜且つ速やかに解決するため（いじめに対する措置）、ここに本校のいじめ防止基本方針を定める。

３ 基本姿勢

　　　いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。特に、早期発見については、児童生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

Ⅱ いじめの防止等のための対策

　　いじめ事案に対して「いじめ防止対策委員会」が中核となり組織的に取り組む。

１ 組織の構成員

　　　校長、教頭、各学部主事、教育相談部主任、教務主任、生徒指導部主任とする。必要に応じて、当該児童生徒の担任、養護教諭等の関係教職員、学部機関や外部専門家、保護者の代表も参加する。

２ その他の組織

教育相談部会・・・年間計画による取組の企画と実施、学部会での児童生徒情報交換と対応確認、取組進捗状況の確認と有効性の検証（PDCAサイクル）など

学部会・・・・・・児童生徒の「ささいな変化」に気づく、気づいた情報を確実に共有化する、情報に基づき速やかに対応するなど

３ 年間計画　（Ⅰ期：４月～９月　Ⅱ期：１０月～３月）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全校 | 生徒指導部 | 各学部や他の分掌など |
| 通年 | ・「学校いじめ防止基本方針」の推進と改善 | ・安全安心情報交換会の実施、情報共有 |  |
| Ⅰ期 | ・家庭訪問やPTA、毎日の連絡帳などをとおして、保護者と連携する・教育相談ウィーク・いじめに関するアンケート | ・教育相談部会で情報の共有、対応の確認など・アンケート結果の集約・いじめ防止委員会の開催及び全職員へ結果の周知 | ・学部会での情報交換、対応の検討など・必要に応じてSCや臨床心理士などの関係機関との連携 |
| Ⅱ期 | ・PTAなどをとおして、保護者と連携する・教育相談ウィーク・いじめに関するアンケート | ・教育相談部会で情報の共有、対応の確認など・「学校いじめ防止基本方針」の点検、見直し・アンケート結果の集約・いじめ防止委員会の開催及び全職員へ結果の周知 | ・学部会での情報交換、対応の検討など・必要に応じてSCや臨床心理士などの関係機関との連携 |

Ⅲ いじめの防止等に対する措置

１ いじめの未然防止

・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育活動全体をとおして児童生徒一人一人に徹底する。

　　・児童生徒一人一人を大切にする意識や態度が重要であることを教職員自身が認識する。教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に注意を払う。

・日常の教育活動をとおして、好ましい人間関係の醸成に努める。困ったときに相談しやすい体制や雰囲気づくり、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

２ いじめの早期発見

　　・児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握する。ただし、児童生徒が持つ障がいによっては、本人がいじめを受けている、又はいじめをしているという認識がない場合があるので、日常的な観察だけでなく、保護者と密に連絡を取りながら実態把握に努める。

・いじめアンケートを定期的に実施（年2回）し、いじめや相談したいことの有無を把握する。

※いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることがあることを認識する。

３ いじめに対する措置

　　①いじめの疑いがあるような行為が発生した場合、速やかに「いじめ防止委員会」を開き、組織的に対応する。

　　②被害児童生徒を守りとおすとともに、事実関係の把握や加害児童生徒及び保護者への指導・支援を行う。

　　③事実関係を把握し、教育委員会へ報告をする。

　　④いじめの問題解決にあたり、必要に応じて児童相談所、警察などの関係機関と連携をとる。

Ⅳ 重大事態への対処

 １ 重大事態とは

　　「重大事態」とは、以下のものをいう。

いじめにより児童等の生命、身体又は財産に重大に被害が生じた疑いがあると認めるとき

　　　　・児童生徒が自殺を企図した場合　　　　　・身体に重大な障がいを負った場合

　　　　・金品等に重大に被害を被った場合　　　　・精神性の疾患を発症した場合

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

　・「相当の期間」とは、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。判断は校長が行う。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等にあたるなど適切に対応する。その後の対応については校長が判断する。

２ 学校による対処

（１）重大事案の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

（２）重大事案の調査

　　　　学校は、「いじめ防止委員会」を開催し、重大事態の発生に速やかに対処する。適切な方法により調査を行い、事実関係を可能な限り明確にする。事案によっては、「大分県いじめ解決支援チーム」などの支援や助言を求める。調査結果については、教育委員会に報告する。

（３）児童生徒・保護者への調査結果の報告

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、個人情報に十分配慮する。